

元船員ら14人が提訴

「労災」不認定撤回求め

地裁「労災」不認定撤回求め

1954年に太平洋・ビキニ環礁付近で米国が実施した水爆実験を巡り、当時周辺海域で操業していた元船員や遺族ら14人が30日、全国健康保険協会と国を相手取り、船員保険の適用による事実上の「労災認定」を認めなかった協会の決定取り消しと、水爆実験後の政治決着で米国への損害賠償請求権が失われたとする損失補償計約758万円を求めて、高知地裁に提訴した。

【松原由佳】

損失補償計758万円も

訴状によると、元船員や遺族らは被ばくによりがんなどを発症したとして2016年2月以降に、事実上の「労災認定」を申請したが、協会は、有識者会議の「放射線による健康影響が現れる程度の被ばくがあったことを示す結果は確認できなかった」として200万円(当時で7億

2000万円)を受け取り政治決着させたことと、元船員らが米国に損害賠償を求める権利が失われたとして、損失補償計約758万円を求めている。

元船員や遺族らは16

年5月、国が被ばくの事態を隠し続けたため必要な治療を受けられなかったとして、国家賠償請求訴訟を高知地裁に提訴。1審判決(18年7月)は被ばくした



横断幕を持ち、高知地裁に向かう原告ら
—高知市で

隠匿行為の認定などほせず請求を棄却。高松高裁の控訴審判決(19年12月)も1審を支持

して棄却となった。一方、「労災認定」を巡っては、元船員らが協会の決定を不服として厚労省関東信越厚生局への審査請求や、社会保険審査会への再審査請求をしてきたが、棄却の判断が続いている。

国賠訴訟の控訴審判決後、原告側は「二日

「被災実態知らず意義」

高知関係者らフォーラム

ビキニ水爆実験を巡る新たな提訴が行われた30日、高知市内でフォーラムが開かれ、当時周辺海域で操業していた元船員や遺族の支援者らが参加した。

提訴前の30日午前に開かれた。支援者の1人で「生協きたはま診療所」(浜松市)の所長を務める間間元さん(75)が登壇。船員たちへの健康調査の不備を

社会保険労務士で、労災被害者を支援する「働くもののいのちと健康を守る東京センタ1」(東京都豊島区)の副理事長、色部祐さん(77)も登壇。船員保険の適用による事実上の「労災認定」を求めて全国健康保険協会に申請した際の審査につ

も早い救済の道を切り開くために闘い方を交える」として告げず、今回の提訴の準備を進めていた。提訴後、原告らは高知市内で記者会見。原告の1人で元船員の遺族、増本美保さん(79)は「訴えを真摯に受け止めてほしい。良い結果を望みたい」と話していた。

【松原由佳】

紙面編集 山口さおり

主佐の活 土佐の心
土佐海産物
海訪屋
高知市弘化台16-30 ☎088-883-2005